

FAX 送付状

送付日:平成 25 年1月 25 日

送付枚数: 3 枚(送付状含む)

送付先: 青木 泰 様

岩手県環境生活部廃棄物特別対策室

TEL : 019-629-6940 / FAX : 019-629-5399

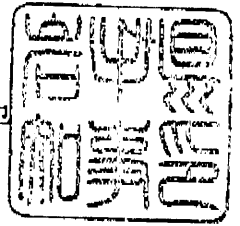
質問状に対する回答について

標記について、別添のとおり回答します。

平成 25 年 1 月 25 日

青木 泰 様

岩手県知事 遼増 拓也



平成 25 年 1 月 23 日に送信された災害廃棄物の広域処理等についての質問状に対し、次のとおり回答します。

- 1 華々しく絆キャンペーンの下で打ち上げられたがれき広域化政策は、その 9 割を占めていた宮城県が 25 年度以降中止を決め、終息宣言を 1 月 10 日に行いました。岩手県も、埼玉県や静岡県へは、同様の終息宣言を行っています。

質問 1 : 岩手県も県全体として、終息宣言を出す予定はありませんか？

【回答】 ありません。(H25 年度末の処理期限までに処理を完了することとしている。)

- 2 宮城県発の広域化予定量は当初 344 万 t、24 年度まで東京都、北九州市、茨城県で 11 万 t 予定し、これですべて終了するという事です。当初の 3% に減ったのは、宮城県の場合、県が市町村から受託したがれきはすべて、建設ゼネコンで作る J V に業務委託していたため、広域化するがれきがなかったというひどい事実が指摘されています。

質問 2 : この点について、事実認識はありましたか？

質問 3 : 業務委託しているがれきを広域化予定するのは、交付金の二重詐取になり、環境省の広域化政策は、根本的な見直しが必要ではありませんか？

【回答】 宮城県の状況についてコメントする立場にはありません。

- 3 岩手県野田村発の埼玉県に処理委託を予定していたがれきは、昨年 5 月 21 日の環境省の発表では 5 万トンだったものが、8 月 7 日の同省の工程表では約 1 万トンに削減され、9 月 6 日の契約は、この 1 万トンで行われ、処理に 2 年かかるというものが結局、昨 12 月 25 日、約 2 ヶ月半で終了宣言した。実際には、約 1000 トンしかなかったということであった。

質問 4 : 昨年のがれき発生量の見直し以後も、広域化必要量は「5 万トン」から「1 万トン」そして「1 千トン」と変化した。1/50 になっている。

これは、自治体間の委託や市場流通における契約や取引では信用すら得られないレベルの問題である。岩手県として広域化計画の見直しに入るつもりはないか。

【回答】 比重等の関連で現在精査中。

質問5：1万トンから1千トンに1/10に減った理由として、がれきの比重を環境省が使った「1」(=0.55 t/m³)を使い(実際には0.25~0.30 t/m³)、混合物の中の可燃物の量を10%と推計したから2.5%しかなかった等と理由を述べている。しかし、同じ尺度で他の市町村の木くずや可燃物を推計していたとしたら、他も処理必要量は1/10になり、広域化は必要ないことになるがいかがか？

【回答】 可燃物は今までどおり(むしろ増加)であり、広域処理は引き続き必要と考えている。

4 陸前高田の倒壊松がセシウム汚染され、京都の大文字の送り火として使用されなかったことや、震災や津波で破壊された一般家屋でも、アスベストの混入の事実が指摘されている。

質問6：このような有害物を広域化することは、有害物の「拡散」「焼却」「希釈」を禁止する世界の原則に反すると考えないか？

【回答】 国が定めた基準に沿って処理を進めている。広域処理においては更に受入自治体の基準を満たしたものを搬出している。

質問7：被災がれきは有害物混入の基準の下に

- ① 基準を超えたものは福島第1原発の周辺に保管し、
 - ② 基準をクリアしたものについても、処理処分しないで、慰霊公園にする(東北大岡山教授)
 - ③ 森の防潮堤として作る(横浜大宮脇教授)
- 等の提案があるが、それらを検討するつもりはあるか、お伺いしたい。

【回答】 ①国の基準を超過した災害廃棄物はこれまでありません。
②③災害廃棄物のうちコンクリートがら、津波堆積土については防潮林の復旧等に使用するなど可能な限り復興資材として利用することとしている。